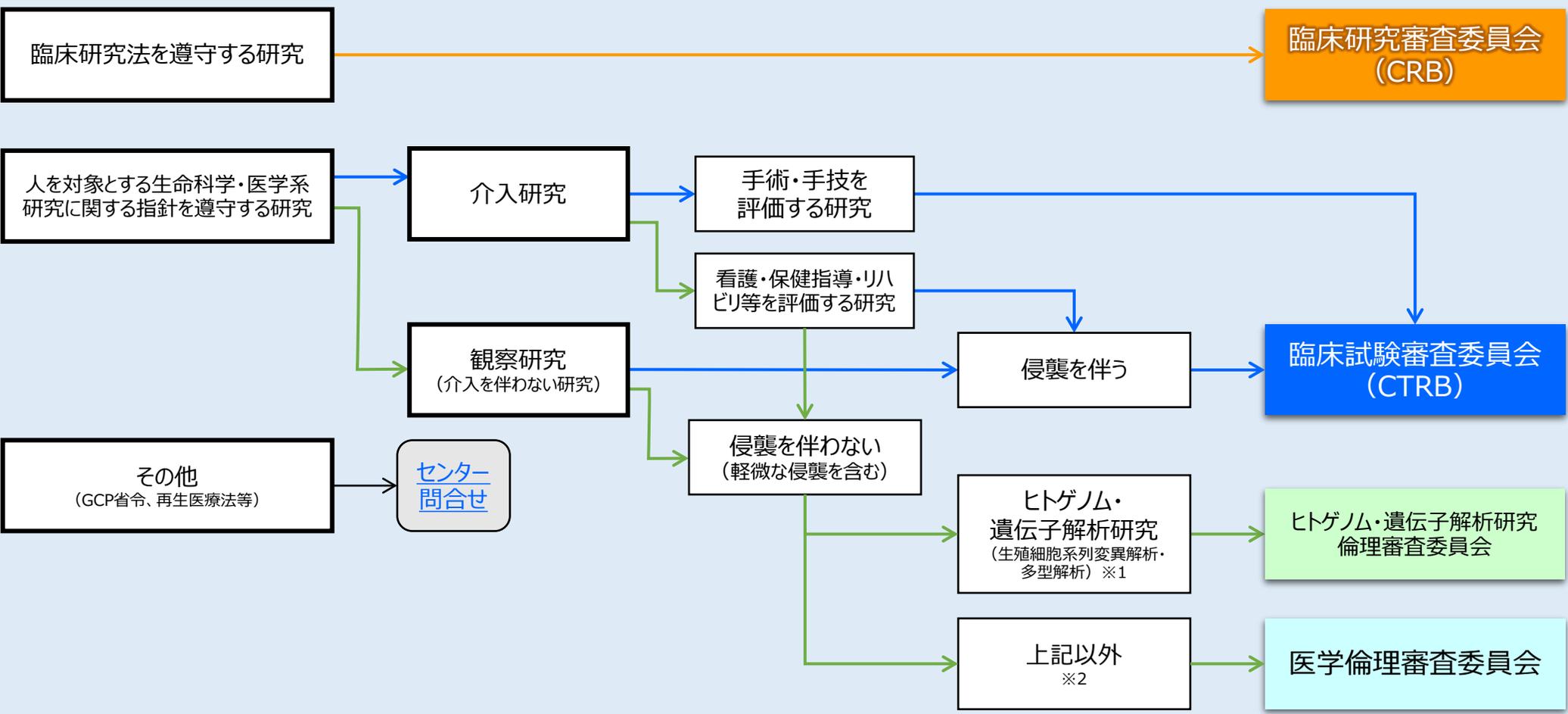


他の倫理審査委員会で一括審査

多機関共同研究の場合で、「他機関代表 他の機関で一括倫理審査（本学の実施許可書の発行依頼）」の場合



※1：子孫に受け継がれ得るゲノム又は遺伝子に関する情報を明らかにすることを目的とするもの
※2：ヒトゲノム・遺伝子解析研究を行わない、または、体細胞変異解析を行う